

北海道八雲高等学校父母と教師の会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、北海道八雲高等学校父母と教師の会と称する。

第2条 本会は、会員相互の理解と協力の上に立って健全な生徒の育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は、北海道八雲高等学校に在籍する生徒の父母と、総会で承認された有志及び教職員をもって構成する。

第4条 本会は、その目的を達成するために次のことを行う。

- 1 会員相互の研修と親睦を図る。
- 2 学校の教育環境の整備に協力する。
- 3 家庭と学校との連絡を密にして生徒の健全育成を図る。
- 4 教育諸団体との連絡協調を図る。
- 5 その他必要な事業

第2章 役 員

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-----|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 5名 |
| 3 | 理 事 | 若干名 |
| 4 | 監 事 | 2名 |

第6条 役員の任期は、1年とする、ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは、補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

第8条 理事は、会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。
- 3 理事は、会長の委嘱により各部会に属し、それぞれの部の業務を行う。

- 4 監事は、本会の運営並びに会計を監査する。

第10条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は総会で推薦する。

第3章 部 会

第11章 本会の目的を達成するために、次の部を設ける。

- 1 各部の部長は、本会の副会長がこれにあたる。

①総務部 ②研修部 ③生活部 ④文化体育部 ⑤広報部

2 総務部は、本会の行事の企画運営、教育環境の整備充実及び他の部に属さない事項を取り扱う。

3 研修部は視察研修、学年父母と教師の会、教育講演等、研修に関する事項を取り扱う。

4 生活部は、生徒の生活指導に関する事項を取り扱う。

5 文化体育部は、本校文化体育後援会への援助協力に関する事項を取り扱う。

6 広報部は、会員に広く情報を伝えるため、機関紙等を発行する。

第4章 事 務 局

第12条 本会の事務局は、学校内に置き、事務を処理する。事務局には局長及び局員を置き、会長が会員の中から委嘱する。

第5章 会 議

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

1 総 会

2 臨時総会

3 三 役 会

4 理 事 会

5 部 会

第14条 総会は、年1回、年度始めに開き、次の事項を審議する。

1 会務報告

2 決算の承認

3 事業・予算の決定

4 役員の選出

5 その他必要な事項

なお、総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

第15条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、開くことができる。

第 16 条 三役会は、会長、副会長、監事により構成する。

第 17 条 理事会は、本会の役員をもって構成し、各部の連絡調整を図るとともに、重要事項を審議し、総会に代わり得る機関とする。この会の決定事項は総会に報告する。

第 18 条 部会は、それぞれの部の理事によって構成し、その部の業務に関する事項を審議する。

第 6 章 会 計

第 19 条 本会の経費は、会費、入会金及び寄付金による。

第 20 条 会費及び入会金は、別に定める。

第 21 条 会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

第 22 条 本会は、地区ごとに支部を設けることができる。支部活動については、各支部の会則の定めるところによる。

第 23 条 この会則は、昭和 5 8 年 4 月 1 6 日より施行する。

昭和 6 0 年 4 月 1 9 日	会則一部改正
昭和 6 1 年 4 月 2 8 日	会則一部改正
平成 2 年 4 月 2 6 日	会則一部改正
平成 3 年 4 月 9 日	会則一部改正
平成 6 年 4 月 2 2 日	会則一部改正
平成 1 5 年 4 月 1 8 日	会則一部改正
平成 1 9 年 4 月 2 4 日	会則一部改正

会 費 ・ 入 会 金

1 会費の徴収は、次のとおりとする。

(1) 父母 年額 6,000 円 (ただし、10 か月で徴収する。)

(2) 教職員年額 6,000 円

2 入会金として 1,400 円を徴収する。

3 会費は、会員 1 名を単位とし、授業料の納入時に、入会金は、入学時に徴収する。

父母と教師の会慶弔・表彰規程

1 慶弔規程

- (1) 生徒死亡の場合 香典 10,000 円及び供花とする。
- (2) 会員死亡の場合 香典 5,000 円及び供花とする。
- (3) 職員の死亡の場合 三役会決定（おおよそ生徒死亡と同額程度）
- (4) 職員の配偶者及び一親等の親族死亡の場合
香典 5,000 円及び供花とする。
- (5) 職員の病気の場合 見舞 3,000 円及び供花とする。
- (6) その他必要と認める場合は、すべて役員会で決定する。

2 表彰規程

- (1) 父母と教師の会役員（会長、副会長、監事）として3年以上その職にあり、特に著しい功績が認められる方を表彰する。
- (2) 表彰は、本会を退任する時点で行うものとし、同一人物に対し、同一表彰は二度行わない。
- (3) この決定は、三役会で行う。

附 則

この規程は、平成 2 年4月26日より施行する。

平成 4 年4月 9 日 会則一部改正

平成 11 年4月26日 会則一部改正

平成 14 年4月19日 会則一部改正

平成 18 年4月20日 会則一部改正

平成 24 年4月17日 会則一部改正

北海道八雲高等学校文化体育後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道八雲高等学校文化体育後援会と称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、北海道八雲高等学校に在籍する生徒の父母及び本会の目的に賛同する有志を会員とする。

(目 的)

第3条 本校教育向上の一環として、部活動、文化体育活動を援助し、その活発化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 遠征引率教員の旅費の援助
- 2 遠征生徒の旅費の援助
- 3 部活動、文化体育活動費等の援助
- 4 その他

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名 会務を総括し、会を代表する。総会で会員の中から選出する。
- 2 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。会長がこれを委嘱する。
- 3 運営委員若干名 会員を代表し、重要事項を協議執行する。会長がこれを委嘱する。
- 4 会 計 1名 会員を代表し、会計事務を処理する。会長がこれを委嘱する。
- 5 監 査 2名 総会で会員の中から選出し、会計を監査し総会に報告する。

(任 期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは、補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第7条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局には、局長、監事を置く。会長がこれを委嘱する。

(総会・運営委員会)

第9条 本会の会議は総会及び運営委員会とする。

1 年1回会長が招集する。必要があるときには、臨時に招集することができる。

2 運営委員会は、役員、事務局をもって構成し、本会の事業執行にあたって重要事項を審議するため会長が招集する。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

1 本会の経費は、会費及び寄付金による。

2 会費は、別に定めるところにより徴収する。

(会則の改正)

第11条 本会の会則は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この会則は、昭和48年5月1日から施行し、昭和48年4月1日より適用する。

昭和54年4月 9日 会則を一部改正

昭和57年4月 9日 会則を一部改正（会費金額の改正）

昭和60年4月19日 会則一部改正（役員の任期の明示）

昭和63年4月28日 会則一部改正（賛助会費の明示）

平成 2年4月26日 会則一部訂正（監査の人数の変更）

平成16年4月21日 会則一部改正（会計の設置、監査の人数変更）

平成17年4月21日 会則一部改正（会費金額の改正）

平成19年4月24日 会則一部改正（会費金額の改正）

令和 2年4月19日 会則一部改正（会費金額の改正）

会 費

1 会費の徴収は、次のとおりとする。

父母 年 額 23,000円（ただし、10か月で徴収する。）

2 会費は、生徒1名を単位とし、授業料の納入時に徴収する。

3 賛助会費は1口3,000円とする。

北海道八雲高等学校進路指導推進父母の会会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道八雲高等学校進路指導推進父母の会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、生徒の進路指導に必要な事業・活動を通して立派な未来の社会人を育成することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校の進路指導・活動への協力。
- 2 その他、この会の目的を達成するために必要と認められる事業。

(会の構成)

第4条 本会は、生徒の保護者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----|------------|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 2 名 |
| 3 | 委 員 | 各クラスより 1 名 |
| 4 | 会 計 | 1 名 |
| 5 | 顧 問 | 若干名 |
| 6 | 監 査 | 2 名 |

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を総括し本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 委員は、本会の業務を執行する。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監査は、会計を監査し総会に報告する。

(総会及び役員会)

第7条 定期総会は、毎年 1 回開催する。臨時総会及び役員会は必要に応じ、会長が招集す

る。

- 1 総会は最高の議決機関であり、議長は総会参加者から選出する。
- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会務の報告と決算報告
 - (2) 役員の選出
 - (3) 決算書及び予算案・事業案
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他
- 3 本会の議決は、出席者の過半数をもって成立するものとする。
- 4 役員会は、総会で委譲された事項について審議専決し、会務の執行にあたる。

る。

(役員の選出)

第8条 役員は、次の方法により選出し、総会の承認を得るものとする。

- 1 会長、副会長、監査は総会において会員の中から選出する。
- 2 事務局長、会計は委員の中から互選する。
- 3 委員は、各クラスより選出する。
- 4 顧問の選任は会長の委嘱による。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは補充することができる。その任期は残任期間とする。

(経 費)

第10条 本会の経費は、会費をもって充てる。

(会費は生徒1名につき、月額400円とする。)

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第12条 本会に必要な細則は、役員会において別に定める。

附 則

平成2年度は、8月から平成3年1月まで月額500円を徴収する。

平成3年度以降は、4月から1月まで、月額500円を10か月徴収する。

この会則は、平成2年7月10日から効力を生ずる。

平成13年度以降は、4月から1月まで、月額400円を10か月徴収する。

令和2年度以降は、4月から1月まで、月額200円を10か月徴収する。